

特別支援学校寄宿舎入舎基準（基本事項）

令和7年2月

特別支援教育課

この入舎基準は、長野県立特別支援学校の寄宿舎に入舎する児童生徒の決定に係る基本事項を定めるものであり、各学校では本基準をもとに学校及び地域の実状も踏まえた入舎規程を定め、児童生徒本人の入舎希望・意思の確認、保護者への説明、関係者との必要な調整等を丁寧に行い、入舎する児童生徒を決定する。

1 入舎対象者

寄宿舎への入舎を希望（承知）し、寄宿舎での支援を通して安全に過ごすことができる児童生徒のうち、以下に該当する者とする。

A	教育機会の保障のための入舎	毎日の安定的な通学のため、入舎が必要であると認められる児童生徒
B	自立支援のための入舎	自立と社会参加に向けた力の育成のため、寄宿舎における支援が必要であると認められる児童生徒

2 入舎判断基準

A 教育機会の保障のための入舎

① 遠距離のため通学が困難な児童生徒

- 遠距離のため通学が困難な児童生徒については、原則、希望者全員を受入れること。
なお、遠距離による通学困難者の対象範囲については、以下の目安を参考に、各校において入舎規程の中に盛り込むこと。

[遠距離による通学困難の目安]

- ・自力通学により公共交通機関を利用する場合、通学に片道90分以上かかる。
- ・保護者の送迎による通学の場合、片道60分以上かかる。
- ・スクールバス利用の場合、バス乗車時間が片道60分以上かかる。

- 受入れる児童生徒の実態及び学校の状況に応じて、安全安心な支援体制が確保できるよう、入舎受入れ人数の調整等を必要に応じて行うこと。

② 遠距離以外の事情により、毎日の安定的な通学が困難な児童生徒

- 遠距離による通学困難以外にも、特別な事情があり、安定的な登校に支障を来している児童生徒については、入舎の必要性・緊急性に応じて受入れを検討すること。

[特別な事情の例]

- ・登下校時に送迎を行える家族や利用できる福祉サービスもなく、登下校に支障を来している 等

- 受入れの決定にあたっては、学校、保護者及び、福祉・行政等の関係者による支援会議を開催し、次の点について十分な検討の上、入退舎検討委員会で受入れの要不要について慎重に判断する。
 - ・福祉サービスの利用
 - ・入舎期間中及び退舎後の家庭における児童生徒の支援
- 受入れが決定した際には、退舎後の通学保障等に向け、学校、保護者、福祉、行政等の役割を明確化し、連携して状況の改善に努めること。

B 自立支援のための入舎

- 寄宿舍での生活においてつけたい力や課題が明確であり、寄宿舍での生活が児童生徒の成長に資すると考えられる場合、受入れることができる。
- 寄宿舍での生活が卒業後の進路や家庭・地域での自立的な生活や社会参加につながるよう、目標や指導内容に基づいた適切な入舎期間や週当たりの泊数になるよう検討すること。
- 希望者全員の受入れが困難な場合には、希望者の入舎機会が公平に得られるよう努めること。

3 入退舎の検討・決定にあたっての留意点

別添「入舎決定に至るプロセス」を参考に、下記に留意の上、関係者ととも丁寧に入退舎の決定を行う。

- 体験入舎等を基に把握した児童生徒の意思や実態、地域の福祉サービスの状況、家庭での様子などの情報を総合的に検討し判断すること。
- 入舎にあたりその目的を関係者で確認し、個別の指導計画等を作成して寄宿舍の生活や退舎についても見通しを持つこと。
- 入退舎については1年ごとに見直すこととし、必要に応じて関係者との支援会議や入退舎検討委員会において児童生徒の取り巻く環境や成長等を踏まえ総合的に入退舎を判断すること。
- 寄宿舍の役割や指導方針等について入舎を希望する児童生徒及び保護者に十分説明するとともに受入れできない場合には、必要に応じてその理由等について丁寧に説明すること。

4 その他

- 各校で定める入舎規程は、特別支援教育課及び各校で共有・確認を行う。